

横浜市総合教育会議運営要綱

制 定 平成 27 年 6 月 1 日 教政第 86 号（教育次長決裁）
最近改正 令和 7 年 10 月 6 日 教政第 366 号（教育次長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき、市長が設置する横浜市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第 2 条 会議の議長は、市長が担う。

2 議題に応じて、副市長及び関係区局長等は、会議に出席できるものとする。

（議題）

第 3 条 会議では、法第 1 条の 4 第 1 項に規定する協議及び調整に関する事項を議題とする。

（関係者等の出席）

第 4 条 会議は、法第 1 条の 4 第 5 項の規定により意見を聴くため必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めることができる。

（会議の傍聴）

第 5 条 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

（議事録の作成及び公表）

第 6 条 市長は、会議の終了後、その議事録を作成する。

2 議事録に記載する事項の概目は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項及び年月日時
- (2) 出欠席者の氏名
- (3) 会議日程
- (4) 議題に関する出席者の発言要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 議事録は、会議を非公開で実施した事項その他公表に適さない事項を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（幹事会）

第 7 条 会議の議題に関する事前調整等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、市長部局及び教育委員会事務局のうち、会議の議題に關係する職員で構成する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育政策統括部教育政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会議での協議により決定するものとする。

附則（施行期日）

本要綱は、平成27年6月1日から適用する。

附則（施行期日）

本要綱は、令和7年10月6日から適用する。